

「 資料編 」

- 学習のねらい： 1. 南海トラフ地震の被害想定について理解できる。
2. 防災気象情報や特別警報について理解できる。

津波エピソード

～森本福太郎翁の叫び～ 《300人の命を救った漁師》

1944年に発生した東南海地震の規模は、マグニチュード7.9で、1923年に発生した関東大地震とほぼ同じでした。震源は、和歌山県新宮市付近で、断層の破壊は北東に進み、浜名湖付近まで達したといわれています。この地震により大津波が発生し、高いところでは、2階建ての住宅をはるかに越えてしまうほどでした。

津波による被害は甚大で、特に志摩半島から和歌山にかけての海岸部で大きくなりました。

東南海地震津波到達地点碑には森本福太郎さんの名が刻まれています。森本さんは地震発生直後に、荒坂国民学校（今の熊野市立荒坂小学校）に向かいました。学校では、津波が来ることに気づいていない子どもたちが、下校のために集まっているところでした。森本さんは、玄関まで駆け付けると、「津波が来る。子どもを逃がせ！」と、辺りにとどろく大声で叫びました。このおかげで、子どもたちは高台へ避難し、多くの命が救われました。

当時、荒坂国民学校は高等科2年まであり、8学級350人の大きな学校でした。福太郎じいさんが駆け付けなかったら、すでに下校ずみの1、2年生を除いた300人の生命は、失われるところでした。

「三重県こころのノート（中学生版）」より作成

資料編

(1) 南海トラフ地震の被害想定

南海トラフ地震が発生した場合、マグニチュードは8～9、震度は伊勢志摩地域、東紀州地域を中心に、6強以上の揺れが想定されています。
また、場所によっては、約11mを超える大津波が到達することも想定されています。

◆南海トラフ地震発生時の揺れ強さ予測

【過去最大】

【理論上最大】

◆南海トラフ地震（理論上最大クラス）発生時の浸水予測と津波浸水深30cm到達予測

津波浸水予測図

津波浸水深30cm到達予測時間分布図

◆想定される南海トラフ地震の人的被害と建物被害

	過去最大クラス		理論上最大クラス	
	死者	建物全壊・倒壊	死者	建物全壊・倒壊
揺れ	約 1400人	約23,000棟	約 8,700人	約170,000棟
浸水化	—	約 5,900棟	—	約 6,200棟
津波	約32,000人	約38,000棟	約 42,000人	約 37,000棟
火災	—	約 2,100棟	約 900人	約 34,000棟
急傾斜地等	約 60人	約 700棟	約 100人	約 1,100棟
計	約34,000人	約70,000棟	約 53,000人	約248,000棟

《参考》

◆南海トラフ地震

南海トラフとは、静岡県駿河湾から九州東方沖までの海底で、約70kmにわたって続く水深4,000m級の深い溝（トラフ）の名称。マグニチュード8クラスの巨大地震が概ね100年から150年間隔で発生している。

国の発表では、南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率を70～80%程度としており、大地震発生の緊迫度が高い状態にある。

《参考》三重県地震被害想定調査結果（平成26年3月）の概要

詳細は三重県防災対策部HP

<http://www.pref.mie.lg.jp/common/02/ci500003606.htm>

伊勢湾台風 ～我が国における 史上最大級の風水害～

昭和34年9月26日、潮岬の西に上陸し日本を縦断した伊勢湾台風は、激しい暴風雨の下、大規模な浸水を引き起こすなど、三重県内において、1,281人にも及ぶ死者・行方不明者（全国では5,098人）を出した歴史的な大災害となりました。

特に、木曾三川の下流域では、短時間の降雨量の増加と押し寄せた高潮により、堤防が決壊するなど、低平地が広がる同地域を一面、泥の海に変え、この地域だけで、800人を超える方が亡くなりました。また、被害は伊勢湾奥部だけでなく、県内のほぼ全域で、建物被害や橋梁流出、山（崖）崩れなどが発生し、その経済被害額は1,826億784万5千円に上りました。この額は、当時の昭和34年度県当初予算140億円の約13倍に相当するものでした。なお、こうした未曾有の被害の中にあっても、三重郡楠町（当時）のように、町内の大半が浸水しながら、死者・行方不明者を一人も出さなかった事例もありました。

当時、楠町では、日中に晴れ間がのぞくなど早期避難に疑問の声があがっていました。しかし、町の半分近くが水に浸かった6年前（昭和28年）の台風第13号を教訓に、まず子どもや高齢者を避難させることを決めました。午後3時には避難命令が出され、水防団員らの誘導で町民は学校や寺社などに避難しました。伊勢湾台風が上陸した夜、全半壊77棟、床上浸水462棟などの被害を受けましたが、犠牲者はありませんでした。

行政による早期の避難判断、その後の地域と住民が一体となった避難行動へとつながる一連の対応は、現在においても大いに学ぶべき対応事例であるといえます。

※「三重県新風水害対策行動計画」より引用

(2) 防災気象情報

気象庁は、低気圧や台風の接近によって、大雨により災害が発生するおそれがある場合、注意報や警報等の防災気象情報を発表します。一方、地域の市町が避難勧告や避難指示（緊急）を発令する場合があります。危険を感じたら自らの判断で早めに避難しましょう。

大雨注意報
雨が降り出す

注意報
雨が強くなると...

警報
大雨が降り続くとき...

特別警報
さらに激しい大雨が続くと...

気象情報・空の変化に注意
Point: 嵐は大丈夫?

最新の情報に注意して、災害に備えた早めの準備を
Point: 気象情報やテレビの様子に注意

自治体が発表する避難に関する情報に注意し、必要に応じて速やかに避難
Point: 避難準備が発表されていなくても、早め早めの行動を!

ただちに命を守る行動をとる
Point: 避難判断が大変です。周囲の状況に応じて行動を!

(3) 特別警報

◆気象庁は、平成25年8月30日に「特別警報」の運用を開始しました。「特別警報」が発表されたら、ただちに命を守る行動をとってください。

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。これに加え、今後は、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や天津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、「特別警報」を発表し、最大級の警戒を呼び掛けることとなりました。

特別警報が出た場合、お住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。周囲の状況や市町から発表される避難指示・避難勧告（緊急）などの情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとってください。

数十年に一度の大嵐となるおそれがあるときに発表

特別警報

特別警報が発表されることが多いからといって安心することは禁物です。大雨等においては、時間を追って段階的に発表される気象情報、注意報、警報を活用して、早め早めの行動をとることが大切です。

伊勢湾台風(平成26年) 三重県

平成23年台風第13号(昭和28年) 三重県

【三重県で初めて大雨特別警報発表】

平成26年台風第11号の影響で東海地方や西日本の太平洋側で大雨となり、8月9日に三重県で初めて大雨特別警報が発表されました。

避難の状況は、避難勧告・避難指示を発令していた市町は9市町あり、避難対象者は約63万人いましたが、実際に避難した住民は、約5千人（1%未満）でした。

※「三重県新風水害対策行動計画」より引用